

# 外国人児童生徒等の就学・進学機会の確保

1. 就学状況の把握と就学促進のための制度的・運用的方策
2. 外国人生徒の高校進学への促進

別添資料1 朝日新聞2005年12月18日

別添資料2 都道府県立高校(市立高校の一部を含む)の外国人生徒・中国帰国生徒等に対する2019年度高校入試の概要

別添資料3 岐阜新聞(岐阜県版)2013年12月7日、朝日新聞(岐阜県版)2013年12月14日

小島祥美(愛知淑徳大学)

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

2030年に向けて  
世界が合意した  
「持続可能な開発目標」です

4 質の高い教育を  
みんなに



10 人や国の不平等  
をなくそう



16 平和と公正を  
すべての人に



# 1. 就学状況の把握と就学促進のための制度的・運用的方策

文科省調査「約6人に一人が教育にアクセスできていない」  
(小学校に通っていない子どもの割合が世界で最も高い  
サハラ以南のアフリカ地域:約5人に1人/日本ユニセフHPより引用)  
の結果を踏まえ、

国の姿勢を「すべての子どもが学ぶ権利の保障」へ!

<例:岐阜県可児市>

2年間の調査を踏まえ、

2005年度から「**不就学ゼロ**」を掲げ、取組み開始

□ コーディネーターの起用

□ 庁内連携での就学手続化の促進

①手続き時(市民課)で、全ての対象者に就学説明→教委へ

②教委の窓口で、就学手続きと就学状況の把握

③転入者(市民課)と把握者(教委)との照合

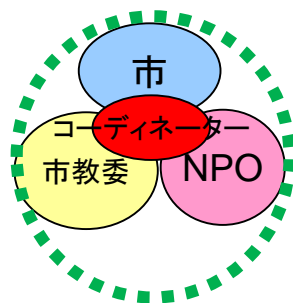
④把握できていない者は個別訪問で把握←**時間帯の工夫が必須**

参考/NHK地域づくりアーカイブス「外国人の子どもたちの不就学をなくせ」

(クローズアップ現代2005年5月26日放送) [http://www.nhk.or.jp/chiiiki/movie/?das\\_id=D0015010481\\_00000](http://www.nhk.or.jp/chiiiki/movie/?das_id=D0015010481_00000)

□ 分掌規定の明示等

□ 体系的な指導体制づくり



関係課でも掲示⇒

可児市市民課窓口・案内文(ポスター)

ようこそ、**かにし** 可児市へ!!!!

**かにし** 可児市では、**がいこくじん** 外国人の**こ**子ども**の**教育を応援します

**SEJA BEM VINDO À CIDADE DE KANI**  
A CIDADE DE KANI APÓIA A EDUCAÇÃO DAS CRIANÇAS ESTRANGEIRAS.

日本では、6～14歳の子どもは、義務教育の年齢です。お子さんの将来にとって、とても大切な時期ですので、学校教育を受けさせましょう。可児市では、外国人の子どもの教育を応援しています。

可児市の学校では、日本語がわからない子どもを応援するプログラムがあります。

No Japão, o ensino obrigatório abrange a idade de 6 a 14 anos, sendo este período, uma fase muito importante para o futuro da criança. Portanto, não deixe de mandar o seu filho para a escola!

As escolas municipais de Kani também estarão amparando a educação das crianças estrangeiras, através de um programa de apoio oferecido às crianças que não entendem a língua japonesa.

**かにし** 可児市教育委員会 学校教育課(市役所4階)にお越しください。

Para maiores detalhes, compareça no Conselho de Educação da Cidade de Kani - Divisão de Educação Escolar. (4º andar do prédio da Prefeitura)

<以下、関係者書類> \_\_\_\_\_ 切り取り線 \_\_\_\_\_

可児市教育委員会 学校教育課一分室(保管) \_\_\_\_\_ 整理番号 \_\_\_\_\_

**外国籍の子どもの就学状況の確認表**

受付日: 200 年 月 日 窓口対応者名: \_\_\_\_\_

外国籍の子どもの氏名: \_\_\_\_\_

保護者(世帯主)の氏名: \_\_\_\_\_

連絡先: 可児市 \_\_\_\_\_ 電話: \_\_\_\_\_

就学状況: 可児市立小・中学校、ブラジル学校( \_\_\_\_\_ )、  
その他( \_\_\_\_\_ )



# すべての子どもが学ぶ権利の保障に向けた「不就学ゼロ・大プロジェクト」(仮称)の始動

**1. 入国時での就学案内** ←出入国在留管理庁との連携

**2. すべての自治体で就学手続化の促進** (×就学案内)

例:「重国籍者の就学義務の猶予免除」を応用した方法など

**3. すべての自治体での訪問調査の実施**

例:厚生労働省との連携・「居住実態が把握できない児童」調査との連動

**4. 文部科学省が実施する「学校基本調査」での項目の改善**

①「学校調査票」17の項目に、「学年別・国籍別」を加える

※1956～1970年度の間、国籍別調査が行われていた

②「不就学学齢児童生徒調査」で、外国人を対象とする

いずれも学校基本調査の調査票より抜粋 ↓→

17「15」  
のうち外国人児童数  
(再掲)

(補注)

1 外国人は、対象から除外する。

2 小・中学校等に在学する外国人を除く「学齢児童生徒」に、この調査票で報告される「就学免除者」、「就学猶予者」、「1年以上居所不明者」を加えた数が、原則として6歳から14歳の人口に等しくなる。

③「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

理由別長期欠席者数に、外国人児童生徒の項目を加える

すぐにできること！

## 5. すべての自治体で各種規定化の促進

- 文科省調査より、各種規定の整備状況
  - ・教委の事務組織に関する規則での「外国人の子どもの教育」に関する分掌規定で「明示なし」92.3%
  - ・内部規定等で就学案内や手続き等を「規定していない」96.3%

⇒「担当者任せ／しだい」が如実

<例：岐阜県可児市>

2005年4月1日

### 1.可児市教育委員会の事務組織等に関する規則を改正

・学校教育課に「(9)外国籍児童生徒の教育に関すること」を追加



### 2.「可児市外国人児童・生徒の学習保障事業実施基準」と「手続き」を策定

・外国人児童・生徒の編入・転入学等に関わる手続き、その後の実態把握方法、体系的指導、各学校の役割などを明文化

参考／別添資料1

可児市外国人児童・生徒の学習保障事業実施基準  
可児市教育委員会

(目的)

第1条 この基準は、可児市教育委員会事務組織等に関する規則（平成6年可児市教育委員会規則第7号）第10条学校教育課の項第9号の分掌事務に関し、外国人児童・生徒の学習保障事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、その初期対応や中長期にわたる計画的な教育環境の充実を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(事業体制)

第2条 本事業に係る各担当と職務内容は、外国人児童・生徒の学習保障事業実施の手引き（以下「手引き」という。）別表1による。

4.「別表4」外国人児童・生徒の編入・転入学等に関わる手続き

①各関係者との連携（市民課、外国人相談窓口、可児市国際交流協会相談窓口）

- ・市・市民課窓口にて、就学年齢相当の外国人の子どもが転入届けを行った際には、必ず就学案内を行っていただく（翻訳案内文を用意）。
- ・外国人学校等からの異動、不就学等の理由により、市民課外国人相談窓口、可児市国際交流協会相談窓口などへ就学相談があった場合も同様に、就学案内に協力していただく。

↓可児市立小・中学校を希望した場合

②学校教育課

- ・手続きを行い、外国人児童・生徒および保護者に「教育委員会学校教育課・分室」を案内する。
- ・在籍校決定の際は、国際教室設置校を案内し、保護者との合意により、外国人児童・生徒の居住地に関わらず、希望する小・中学校に編入学できるように考慮する。

↓

↓左記以外の就学を希望した場合

②市民課、外国人相談窓口、可児市国際交流協会相談窓口

- ・その都度、コーディネーターに連絡を行う。
- ・一定期間後、コーディネーターはその後の子どもの就学状況について把握する。

↑ 実施基準より抜粋

← 手引きより抜粋

## 2. 外国人生徒の高校進学への促進

### ＝本人の努力とは関係なく進学もできない自治体間格差の是正

□ 公立高校入試にかかわる  
「措置」「枠」の自治体間格差  
(別添資料2)

いずれも、外国人生徒・中国帰国生徒等の  
高校入試を応援する有志の会調べより↓→  
※全日制・定時制等の区分なし

表2 公立高校・全日制における外国人生徒  
2019年度入学者に対する「枠」の比較(上位3)

	第1位 愛知県	第2位 神奈川県	第3位 東京都
①入学枠のある学校数 (全学校数)	9校 (全校146校1校舎)	10校 (全校137校)	7校 (全校185校)
②定員	若干名	115名	155名(4月と9月入学含む)
③試験内容	国・数・外(英語)の基礎的な学力検査及び個人面接。 学力検査(3科目)の問題にはルビを振る。	英、国、数、面接	作文及び面接。 なお、言語については、それぞれの検査において、日本語又は英語のどちらかを選択することができる。
④2018年度入試の状況 *外国人生徒及び中国帰国生徒等に係わる入学者選抜として集計	志願者46名 合格者26名*	受検者122名 合格者111名*	受検者243名 合格者116名

表1 2019年度入学者に対する入試状況(上位5)

		18年度日本語指導調査		全日制高校	
		総数	うち高校※	措置	枠
1位	愛知県	9,100	448	×	○
2位	神奈川県	4,453	630	○	○
3位	東京都	3,645	722	○	○
4位	静岡県	3,035	178	×	○
5位	大阪府	2,619	300	○	○

すぐにできること！

## 1. 公立高校入試での「措置」「枠」についての自治体間格差の是正

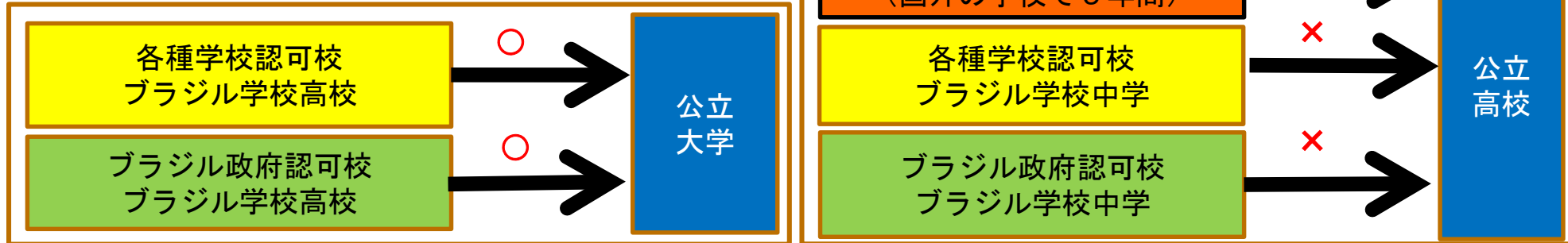
「特別の教育課程」での学習が評価される入試への改善 ←最低限の指標を示す必要有  
(文科省調査／中学で指導を受けている生徒のうち、外国籍生徒59.2%・日本国籍生徒56.4%)

## 2. 公立高校受験資格扱いの統一化

最後のセーフティーネットとしての「外国人学校」の存在(文科省調査からも明らか)

例:愛知県での扱い

→学習内容でなく、「場所」で判断



・61の自治体のうち、16のみ(埼玉県、さいたま市、東京都、神奈川県、川崎市、横浜市、福井県、滋賀県、兵庫県鳥取県、広島県、広島市、徳島県、高知県、宮崎県、沖縄県)／前掲・有志の会調べ

## 3. 高校に特化した「外国人生徒受入れの手引き(マニュアル)」の作成

「個別の指導計画」の引継ぎなど学びが継続される体系的指導体制づくり、「出口」を見据えた  
キャリア教育の在り方、日本語指導の方法は必須事項

参考／岐阜県立東濃高校・13年度～全1年対象に「キャリア教育」を実施(別添資料3)、翌年から高校主体で授業内での実践 →第11回キャリア教育優良学校文部科学大臣表彰受賞(2018年)

## 0. 2018年の調査について

2018年は47都道府県すべてに加え、私たちが把握できた市立高校がある自治体について

の状況を把握しました。

なお、この概要では比較するために各自治体で作成した入学者選抜実施要項など使用する用語ではなく、共通した用語で表現しているところがあります。詳細は、各自治体で発表する実施要項などで確認ください。

●外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会（自治体別の調査担当者）

自治体名	担当部署	調査担当者
北海道	北海道教育庁	山岸みどり（札幌子ども日本語クラブ）
札幌市	札幌市教育委員会 札幌市教育課程課	今田淑代（札幌子ども日本語クラブ）
青森県	青森県教育庁 学校教育課	明日山幸子（NPO法人みちのく国際日本語センター）
岩手県	岩手県教育委員会 学校教育課	村井好子（いわて多文化子ども教室むこみくら）
宮城県	宮城県教育庁 高校教育課	田所希衣子（外国人の子ども・サポートの会）
山形県	山形県教育庁 高校教育課	内海由美子（山形大学）
福島県	福島県教育庁 学習指導課	三田眞理子（こおりやま日本語教室）
茨城県	茨城県教育庁 高校教育課	横田彰美、神田あずさ（茨城NPOセンター・コムズ）
栃木県	栃木県教育委員会 事務局	若林秀樹（宇都宮大学）

## 自治体名 担当部署 調査担当者

群馬県	群馬県教育委員会事務局 高校教育課	本望晴生（NPO法人GOコミュニティ）
埼玉県	埼玉県教育委員会事務局 高等学校課	小川（埼玉・多文化こども支援連絡会）
千葉県	千葉県教育庁 教育振興部指導課	千葉秀一（総務文化センター）
東京都	東京都教育庁 部立教育部高等学校教育課	小川郁子（東京日本語教育を考える会）
神奈川県	神奈川県教育委員会事務局 教育指導部	神奈川県教育委員会事務局 入学者選抜・定員確保課
川崎市	川崎市教育委員会 学校教育課	高橋博樹（NPO法人多文化共生教育かながわ）
富山県	富山県教育委員会事務局 高等学校課	青木由香（フレック高岡）
石川県	石川県教育委員会事務局 学校教育課	石津みなと（北陸大学）
福井県	福井県教育庁 高等教育課	井原芳子（福井大学教職大学院）
山梨県	山梨県教育庁 高校改革・特別支援教育課	今澤梯（甲府市立大岡小学校）
長野県	長野県教育委員会事務局 学校教育課	服部珠子（公益財団法人長野県国際化協会）
岐阜県	岐阜県教育委員会事務局 学校支援課	各務真弓（NPO法人可児市国際交流協会）
静岡県	静岡県教育委員会事務局 高校指導課	小林芽里（浜松NPOネットワークセンター）
浜松市	浜松市教育委員会事務局 学校教育課	浜松市教育委員会事務局

## 自治体名 担当部署 調査担当者

愛知県	愛知県教育委員会事務局 高等学校教育課	伊東浄江（NPO法人トルソー）
名古屋市	名古屋市教育委員会事務局 学校教育課	松本一子（愛知淑徳大学非常勤講師）
岐阜県	岐阜県教育委員会事務局 高等学校課	海原勝（滋賀県教職員組合）
京都府	京都府教育庁 指導部	土肥いさき、松川洋祐（さようこ教組）
京都市	京都市教育委員会事務局 指導部	土肥いさき（さようこ教組）
大阪府	大阪府日本語教育支援センター （エフにほんご）	村上自子
大阪市	大阪市教育委員会事務局 指導部	榎井峰（大阪大学）
兵庫県	兵庫県教育委員会事務局 高等学校課	小西和治（兵庫在日韓国朝鮮人教育を考える会）
神戸市	神戸市教育委員会事務局 学校教育課	辻久夫（関西学院大学非常勤講師）
奈良県	奈良県教育委員会事務局 学校教育課	榎井久（中国の子どもと交流を深める会、外国ルーツ和歌山県教育庁）
和歌山県	和歌山県教育庁 学校教育課	和歌山県教育庁 学校教育課
鳥取県	鳥取県教育庁 教育指導課	青戸俊彦（浜田市立益田小学校）
岡山県	岡山県教育庁 高校教育課	岡山県教育委員会事務局
岡山市	岡山市教育委員会事務局 高校教育課	山根智康（山陽学園大学）

## 自治体名 担当部署 調査担当者

広島県	広島県教育委員会事務局 高等学校教育課	二口とみか（一般社団法人HOPEプロジェクト）
広島市	広島市教育委員会事務局 学校教育課	永井涼子（山口大学）
山口県	山口県教育庁 高校教育課	山口県教育委員会事務局 高等学校課
徳島県	徳島県教育委員会事務局 高等学校課	藤井哲也（TMTくしま日本語センター）
香川県	香川県教育委員会事務局 高等学校課	安藤州人（香川まるとにほんごひろば）
愛媛県	愛媛県教育委員会事務局 指導部	田中千代（えひめJASL）
高知県	高知県教育委員会事務局 高等学校課	大塚薫（高知大学）
福岡県	福岡県教育庁 高校教育課	吉谷武志（NPO法人とも生きる街くおかの会、東京学芸大学）
福岡市	福岡市教育委員会事務局 指導部	早瀬郁子（佐賀県日本語学習支援「カズネット」）
佐賀県	佐賀県教育庁 学校教育課	長崎県教育庁 高校教育課
熊本県	熊本県教育庁 高校教育課	岩谷美代子（NPO法人外国から来た子ども支援ネットワーク）
大分県	大分県教育庁 高校教育課	足立恵理（外国人権教育ワークショップ研究会）
宮崎県	宮崎県教育庁 高校教育課	岩谷美代子（NPO法人外国から来た子ども支援ネットワーク）
鹿児島県	鹿児島県教育庁 高校教育課	岩谷美代子（NPO法人外国から来た子ども支援ネットワーク）
沖縄県	沖縄県教育庁 県立学校教育課	宮城皓子（NPO法人メソリアストリート・イクキ）

## はじめに

都道府県立高校における外国人生徒および中国帰国生徒等に対する入試特別措置などについての調査を2001年から行ってきた中国帰国者定着促進センター（厚生労働省の外郭団体である公益財団法人中国残留孤児援護基金運営の、中国・サハリンからの永住帰国者とその家族に対する初期集中研修機関）は、2015年度末をもって首都圏中国帰国者支援・交流センターに統合されました。

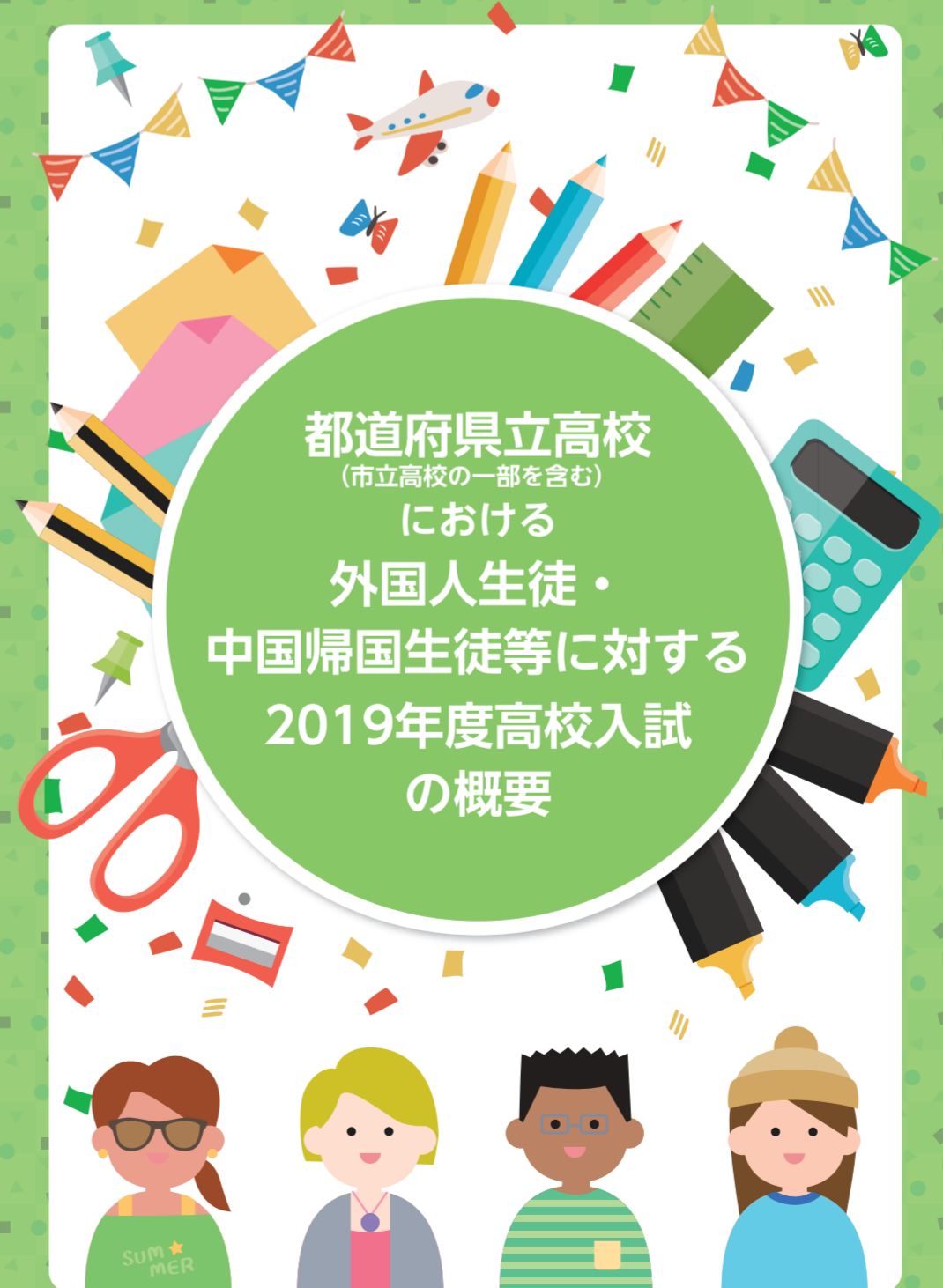
代わって、2016年の調査から「外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会」がこの調査を引き継ぎ、調査地域も拡大して実施しています。2018年調査を行った外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会（2018年調査の自治体別調査担当者）については、別表をご覧ください。

外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会では、ウェブサイトを活用し、調査結果をすべて公開しています。

▶2018年調査の結果について、自治体名をクリックするとさらに詳しい情報がわかります。  
[http://www.kikokusha-center.or.jp/shien\\_joho/shingaku/kokonyushi/other/2018/koko-top.htm](http://www.kikokusha-center.or.jp/shien_joho/shingaku/kokonyushi/other/2018/koko-top.htm)



▶2001年から行った調査の結果も、ホームページでは年別に公開しています。  
[http://www.kikokusha-center.or.jp/shien\\_joho/shingaku/kokonyushi/kokonyushi\\_top.htm](http://www.kikokusha-center.or.jp/shien_joho/shingaku/kokonyushi/kokonyushi_top.htm)



## おわりに

(2018年調査を終えて)

2001年から継続して調査してきた中国帰国者定着促進センターは、統合に伴い2016年から外国人生徒・中国帰国生徒等に対する調査を行わないことになりました。そのことを知った各地で外国人の子どもの支援にかかわる関係者から、「この調査活動を継続させたい」「全国の関係者たちに情報を届けたい」などの声があがりました。そこで、各地の関係者たちと継続して調査できる方法を模索した結果、「外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会」を結成することで、とりあえずの対応策となるのではないか、という結論に至り、全国の有志でまずは調査を試みることになりました。

この有志による試みは今年で3回目ということに加え、新たなメンバーが加わった地域があったことなどにより、情報の公開が予定よりも大幅に遅れてしまいました。しかしながら、各地の調査担当者が懸命に取り組んでくださったことで、引き続き当該地域の高校入試担当者のご協力を得ることができ、最新の情報を収集することができました。

調査活動にご協力いただいた各地の高校入試担当者の皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

本調査の結果を幅広く活用していただくことにより、日本で暮らす外国にルーツをもつ子どもたちの教育環境の向上に少しでも貢献できれば幸いです。なおこの概要の作成にあたっては、JSPS科研費17K04715の助成を受けました。

外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会  
 世話人（まとも保）小島祥美（愛知淑徳大学）

都道府県立高校（市立高校の一部を含む）における  
 外国人生徒・中国帰国生徒等に対する2019年度高校入試の概要  
 発行日 2019年3月

〈この概要に関するお問い合わせ先〉  
 愛知淑徳大学交流文化学部 小島祥美  
 〒464-8671 愛知県名古屋市千種区桜が丘23  
 TEL (052) 781-1151 E-mail:koukou.nyuushi@gmail.com

## 用語説明

### 特別措置とは？

一般入試を一般の生徒とともに受験する際に受けられる何らかの措置を示します。この概要では、「措置」と略して使用します。

（例：時間延長、漢字にルビ、辞書の持ち込み、小論文における翻訳、問題用紙の拡大コピー、別室受験、注意事項の母語表記、教科減等）

### 特別入学枠とは？

特定の高校に、外国人生徒や中国帰国生徒を対象とした入学枠があり、特別な試験を受けられる場合の枠を示します。この概要では、「枠」と略して使用します。

（例：日本における在学期間が6年以内の場合、県内のすべての県立高校に枠があり、学力検査は作文と面接のみを実施している等）

### 中国帰国生徒とは？

一般に、戦後中国大陸に取り残され、1972年の日中国交正常化以降に帰国した日本人、いわゆる中国残留邦人の二・三世である生徒をさします。国籍上は、中国と日本の両方の可能性があります。

なお、中国駐在の保護者とともに中国に滞在していた日本人生徒は一般の海外帰国生徒の範疇となり、両親の職業や勉強等の事情で中国から来日した中国人生徒は外国人生徒の範疇となり、いずれも中国帰国生徒ではありません。

中国残留邦人の大量帰国時代には、多くの自治体で帰国三世までに入試特別措置・特別入学枠を設けられていました。しかしながら現在は四世の時代となり、高校受験年齢の三世は非常に少なくなりました。

なお、「中国帰国生徒等」には、サハリン（ロシア）帰国生徒も含まれます。

## 1. 地域別の「措置」と「枠」の状況について

この表は、61地域別に当該生徒を対象とする措置や枠があるものを「○」で、当該生徒を対象とする措置や枠がないものを「×」で、その他を「△」で示したものです。2017年6月に発表された文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成28年度）」の結果から、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の総数\*順にまとめました。自治体によって、措置と枠を設けている状況が異なることが明らかです。

すべてが「○」の地域は、**神奈川県、茨城県、山梨県、鹿児島県、長崎県、福岡市の6地域**でした。一方で、すべてが「×」の地域は、**石川県、高知県、さいたま市の3地域**でした。

それ以外の地域について、**全日制高校のみがすべて「○」**の地域が、**東京都、大阪府、横浜市の3地域**でした。一方で、**全日制高校のみがすべて「×」**の地域が、**札幌市と名古屋市の2地域、定時制高校のみがすべて「×」**の地域が、**静岡県、埼玉県、岐阜県、広島県、奈良県、福井県、岡山県、福島県、広島市の9地域**でした。

自治体名	全日制高校について				定時制高校について				
	外国人生徒		中国帰国生徒等		外国人生徒		中国帰国生徒等		
	措置	枠	措置	枠	措置	枠	措置	枠	
1位 愛知県	7,277	×	○	×	○	○	×	○	×
2位 神奈川県	3,947	○	○	○	○	○	○	○	○
3位 東京都	2,932	○	○	○	○	○	×	○	×
4位 静岡県	2,673	×	○	×	×	×	×	×	×
5位 大阪府	2,275	○	○	○	○	○	×	○	×
6位 三重県	2,058	△	△	△	△	△	△	△	△
7位 埼玉県	1,762	×	○	×	○	×	×	×	×
8位 千葉県	1,489	×	○	×	○	×	○	×	○
9位 岐阜県	1,300	×	○	×	○	×	×	×	×
10位 滋賀県	1,059	○	×	○	×	○	×	○	×
11位 群馬県	1,034	○	△	○	△	△	△	△	△
12位 兵庫県	967	○	○	○	×	○	×	○	×
13位 茨城県	924	○	○	○	○	○	○	○	○
14位 栃木県	666	○	×	×	×	○	×	×	×
15位 長野県	503	○	×	○	×	○	×	○	×
16位 広島県	437	×	×	×	△	×	×	×	×
17位 福岡県	312	○	△	○	△	○	△	○	△
18位 富山県	307	○	×	△	×	○	×	△	×
19位 京都府	264	○	×	○	○	○	×	○	○
20位 山梨県	257	○	○	○	○	○	○	○	○
21位 奈良県	215	×	○	×	○	×	×	×	×
22位 新潟県	129	△	△	△	△	△	△	△	△
23位 北海道	125	△	×	△	×	△	×	△	×
24位 福井県	122	○	×	○	×	×	×	×	×
25位 香川県	121	△	×	△	×	△	×	△	×
26位 島根県	115	△	×	△	×	△	×	△	×
27位 宮城県	108	○	×	○	×	○	×	○	×
28位 石川県	106	×	×	×	×	×	×	×	×
29位 沖縄県	105	△	×	△	×	△	×	△	×
30位 岡山県	104	×	×	×	△	×	×	×	×
31位 熊本県	87	○	△	○	△	○	△	○	△
32位 山口県	70	×	×	○	×	×	×	○	×
33位 徳島県	63	○	×	○	×	○	×	○	×
34位 福島県	59	×	○	×	○	×	×	×	×
35位 山形県	45	△	×	△	×	△	×	△	×
36位 愛媛県	44	△	△	△	△	△	△	△	△
37位 鹿児島県	39	○	○	○	○	○	○	○	○
38位 大分県	32	○	×	○	×	○	×	○	×
39位 宮崎県	32	△	×	△	×	△	×	△	×
40位 青森県	30	△	×	△	×	△	×	△	×
41位 鳥取県	27	○	×	○	×	○	×	○	×
42位 長崎県	25	○	○	○	○	○	○	○	○
43位 佐賀県	24	○	×	○	×	○	×	○	×
44位 秋田県	20	△	×	△	×	△	×	△	×
45位 和歌山県	20	○	×	○	×	○	△	○	×
46位 岩手県	13	△	×	△	×	△	×	△	×
47位 高知県	12	×	×	×	×	×	×	×	×
政令都市・中核都市	札幌市	×	×	×	×	×	×	×	○
	仙台市	○	×	○	×	○	×	○	×
	さいたま市	×	×	×	×	定時制なし			
	川崎市	○	×	○	×	○	×	○	×
	横浜市	○	○	○	○	○	×	○	×
	浜松市	×	△	×	×	定時制なし			
	名古屋市	×	×	×	×	○	×	○	×
	豊橋市	全日制なし				○	×	×	×
	京都市	○	×	○	×	○	×	○	×
	大阪市	○	△	○	△	○	×	○	×
	神戸市	○	×	○	×	○	×	○	×
	岡山市	×	△	×	△	定時制なし			
広島市	×	×	×	×	×	×	×	×	
福岡市	○	○	○	○	定時制なし				

## 2. 地域別の「措置」と「枠」の比較について

全日制高校については、全日制高校のない1地域（豊橋市）を除いた60地域について、定時制高校については、定時制高校のない4地域（さいたま市、浜松市、岡山市、福岡市）を除いた57地域について、比較しました。

その結果、**「措置」は半数の地域で実施されていること、「措置」より「枠」のある地域のほうが少ないことがわかりました。また、「外国人生徒」と「中国帰国生徒等」では対応に異なる地域があることもわかりました。**

	全日制高校について (60自治体)				定時制高校について (57自治体)			
	外国人生徒		中国帰国生徒等		外国人生徒		中国帰国生徒等	
	措置	枠	措置	枠	措置	枠	措置	枠
○	30	17	29	16	30	7	28	8
△	12	9	13	11	13	7	14	6
×	18	34	18	33	14	43	15	43

## 3. 全日制高校・外国人生徒の「措置」について

措置のある30自治体（○印の自治体のみ）について、その内容を比較しました。なお、自治体によって要項などで使用する用語は異なりますが、比較するため共通した用語の一部変えて示しています。

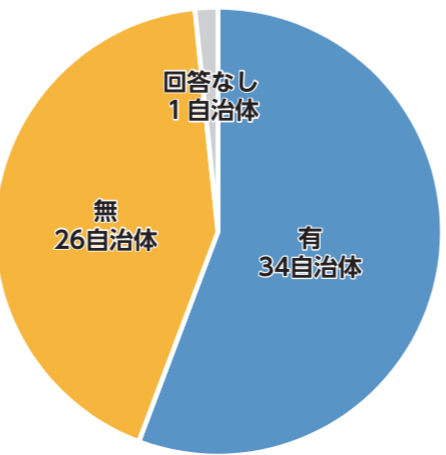
その結果、**「滞日年数制限」「措置の内容」が自治体によって大きく異なることがわかりました。**

自治体名	滞日年数制限	措置の内容
宮城県	なし	時間延長、科目減など（ただし審査の上）
仙台市	なし	保護者等からの申請による受験上の配慮（審議により配慮内容を決定）
茨城県	3年	科目減（国数英+面接）
栃木県	2年（外国での在住年数2年以上、在学期間が長期者は個別）	・面接+（高校長判断で学校独自検査と作文） ・国、数、英の学力検査+作文、面接
群馬県	3年	後期選抜における科目減（国・数・英）
東京都	①国籍を問わず、入国後6年 ②外国籍で、入国後3年	①は、第一次・分割前期及び分割後期・第二次での共通問題の漢字にルビ ②は、上記に加えて、辞書持ち込み、時間延長を一部認める。さらに在京入試問題の漢字にルビ
神奈川県	6年	時間延長（1.5倍まで）、問題文の漢字にルビ、面接時にわかり易い言葉でゆっくり話す
川崎市	6年	時間延長（1.5倍まで）、問題文の漢字にルビ、面接時にわかり易い言葉でゆっくり話す
横浜市	6年	時間延長（1.5倍まで）、問題文の漢字にルビ、面接時にわかり易い言葉でゆっくり話す
富山県	6年（日本国籍者は入国後3年）	漢字にルビ（日本国籍の場合、海外帰国生徒（帰国子女）に対する特別措置を適用し、面接を実施。）
福井県	2年（外国での在住年数2年以上）	国・英・数の3教科+面接
山梨県	7年	学力検査は5教科の中から自己選択した3教科+面接
長野県	3年	時間延長、漢字にルビ、国・社を作文・面接で代替
滋賀県	6年	漢字にルビ、時間延長10分、辞書持ち込み可（ただし、英語辞書は不可）
京都府	3年（外国での在学期間が継続して1年以上）	時間延長（上限10分）、漢字にルビ
京都市	3年（外国での在学期間が継続して1年以上）	時間延長、漢字にルビ等
大阪府	原則として小一以上の学年に編入学したもの	時間延長、辞書持込、漢字にルビ、キーワードの外国語併記
大阪市	原則として小一以上の学年に編入学したもの	時間延長、辞書持込み、漢字にルビ、作文および小論文形式のキーワード外国語併記、小論文における翻訳、自己申告書の代筆
兵庫県	特になし	時間延長、漢字にルビ、問題用紙拡大コピー、別室受験など
神戸市	兵庫県に準ずる	兵庫県に準ずる
和歌山県	特になし	漢字にルビ、時間延長、辞書の持ち込み等
鳥取県	3年（個々の事情等により配慮）	個々の事情により配慮する（例：試験科目の限定（5教科を国・数・英の3教科）、試験時間の延長、ルビふり、辞書の持ち込み許可など）
徳島県	なし	時間延長、漢字にルビ、辞書の持込など具体的な措置は受験者の状況を聞き、各校と教育委員会が協議をして決定
福岡県	6年（小四以上の学年に編入学、学齢超過者に対しては別条件有）	・時間延長（国25分、他15分） ・学力検査問題の一部について、別に漢字振り仮名表を用意
福岡市	6年（小四以上の学年に編入学、学齢超過者に対しては別条件有）	時間延長、漢字にルビ、別会場
佐賀県	【条件A】6年（小四以上の学年に編入学、学齢超過者に対しては別条件有） 【条件B】2年（海外に引き続き2年6月以上在留者）	【特色選抜試験】時間延長、漢字にルビ 【一般選抜試験】3教科受検、時間延長、漢字にルビ ※審査の上で決定
長崎県	なし	漢字にルビ
熊本県	なし	時間延長など
大分県	協議による	協議による
鹿児島県	3年（中学校又はこれに準ずる学校に編入学した者）	時間延長、漢字にルビ

## 5. 高校入学後の状況について

日本語指導が必要な生徒に対する、入学後の日本語や教科の支援（補習など）にかかわる施策の状況を把握しました。その結果、**「有」が34自治体（55.7%）**でした。

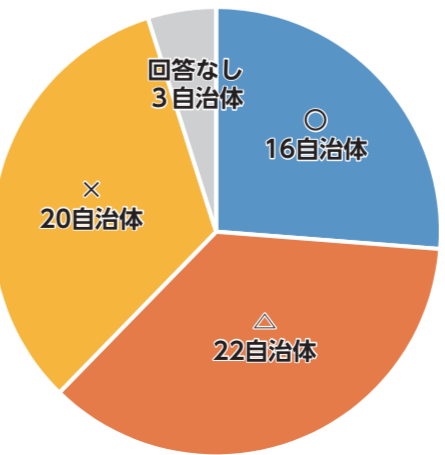
**〈有の34自治体〉**  
北海道、札幌市、宮城県、仙台市、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、川崎市、横浜市、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、奈良県、和歌山県、広島県、広島市、山口県、徳島県、香川県、鹿児島県、沖縄県



## 6. 各種学校の認可を得た外国人学校の中等部の者について

高校受験者資格を認めているか否かを把握しました。その結果、**「○（認めている）」が16自治体（26.2%）**でした。なお、**「各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国人学校の中等部の卒業者について」と扱いが異なる自治体があることもわかりました。**

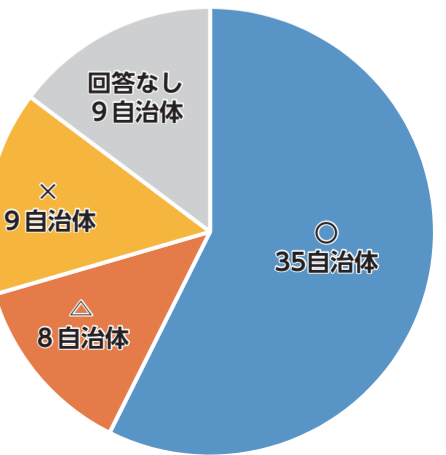
**〈○（認めている）の16自治体〉**  
埼玉県、さいたま市、東京都、神奈川県、川崎市、横浜市、福井県、滋賀県、兵庫県、鳥取県、広島県、広島市、徳島県、高知県、宮崎県、沖縄県



## 7. 特別措置と入学枠での滞日年数制限について

日本国内にある外国人学校の在籍期間を日本での在学期間を含むか否かを把握しました。その結果、**「×（含めない）」が9自治体（14.5%）**ありました。

**〈×（含めない）の9自治体〉**  
宮城県、栃木県、東京都、石川県、長野県、奈良県、香川県、福岡市、鹿児島県



## 4. 全日制高校・外国人生徒の「枠」について

枠のある17自治体（○印の自治体のみ）について、**「滞日年数制限」「入学枠のある学校数（全学校数）」「定員」「試験内容」**を比較しました。なお、自治体によって要項などで使用する用語は異なりますが、比較するため共通した用語の一部変えて示しています。

その結果、**自治体によって大きく異なること、そのことが2018年度入試の合格者数（受検・志願者数）に現れていることがわかりました。**

自治体名	滞日年数制限	入学枠のある学校数（全学校数）	定員	試験内容	2018年度入試の合格者数（受検・志願者数）
福島県	3年	7校（全81校）	若千名（転入学許可の特別定員枠の扱いに準ずる）	英語（又は自国語）又は日本語による作文と面接、基礎学力検査（英・国・数）（校長判断）	9人（12人）
茨城県	3年	すべての高校	一校につき全学科を合わせて2人以上（上限は学校ごとに設定）	国数英+面接	回答なし
埼玉県	3年	10校（全145校）	募集人員の10人以内、後半の4校については5人以内	学力検査（数・英）及び面接	17人（27人）
千葉県	3年	12校（全130校・市立含む）	別に定める	面接及び作文（いずれも英語又は日本語による）	26人（51人）
東京都	3年	7校（全185校）	合計155人（4月と9月入学含む）	作文及び面接。なお、言語については、それぞれの検査において、日本語又は英語のどちらかを選択できる。	116人（243人）
神奈川県	3年（外国籍を有するか、日本国籍取得後3年以内の者を含む）	10校（全137校）	115人	検査内容 英、国、数、面接	111人*（122人）
横浜市	3年（外国籍を有するか、日本国籍取得後3年以内の者を含む）	2校（全8校）	10人	検査内容 英、国、数、面接	10人*（15人）
山梨県	すべての高校	定員を超えて1学年の学級数まで可能		学力検査は5教科の中から自己選択した3教科及び面接とすることができる	回答なし
岐阜県	3年	すべての高校	入学定員とは別に、各校3人程度	国・数・英+面接及び小論文（ただし、高校長の定めるところにより、学力検査に代えて、各学校で作成する外国人生徒等学力検査を実施することができる。音楽科及び美術科においては、さらに実技検査を実施）	10人*（12人）
静岡県	3年	9校（全93校）	それぞれ若干名	面接、日本語基礎力検査（基礎的な学力を測る問題を含む）	21人*（23人）
愛知県	6年（小四以上の学年に編入学した者、又は3年以下の学年に編入学し、特別な事情があると認められる者）	9校（全146校1校舎）	若干名	国・数・外（英語）の基礎的な学力検査+個人面接。学力検査（3科目）の問題にはルビを振る。	26人*（46人）
大阪府	6年（小四以上の学年に編入学した者） ※大阪府では、外国人生徒・中国帰国生徒等の区別をせずに、各要件を満たせば、志願することができる	7校（全132校）	若干名	数学、英語、作文	85人（113人）
兵庫県	3年	5校（全147校）	各校3人計15人	国・数・英の全教科ルビをふり、国語は「基本的な日本語能力」	9人（18人）
奈良県	6年（小四以上の学年に編入学）	2校（全31校）	若干名	数・英+作文、面接	3人（3人）
福岡市	6年（小四以上の学年に編入学、学齢超過者に対しては別条件有）	1校（全4校）	募集人員は入学定員に含まれる	国・数・英についての特別学力検査+作文及び面接	2人*（2人）
長崎県	3年	すべての高校	若干名	日本語又は外国語（英語又は中国語）による作文及び面接	公表していない
鹿児島県	3年（外国における在住3年以上）	67校（68校）	若干名	面接と作文	回答なし

\*外国人生徒と中国帰国生徒等を含めた数